様式４　※必要に応じて修正して使用

「○○○○○○（提案名）」に関する協定書（案）

　津山市（以下「市」という。）と○○○○○（以下「交渉権者」という。）は、津山市公共施設等の利活用に関する民間提案制度における協議対象提案である「○○○○○○」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

　（総則）

第１条　市及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

　（協定の期間）

第２条　協定の期間は、協定締結日から１か年とする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、市と交渉権者の協議の上、協定の期間を１か年を超えない範囲で延長できるものとする。

　（市の役割）

第３条　市は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

２　市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

　（交渉権者の役割）

第４条　交渉権者は、市との連絡調整の窓口を設置する。

２　（グループでの提案の場合）代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

３　交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

５　交渉権者は、事業化に向けた協議にかかる費用を負担する。

　（秘密の保持）

第５条　交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

　（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第７条　協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

　（その他）

第８条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協議により定める。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、市と交渉権者が各自１通を保有する。

　　令和○年　○月　○日

　　　　　　　　　　　　　　　津山市

岡山県津山市山北５２０

　　　　　　　　　　　　　　　　津山市長　　　　　　　　㊞

　　　交渉権者

　　　　○○県○○

　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表○○　○○　○○　　㊞